

意見書案第3号

厚木基地周辺の不動産価格の下落を招き市民のプライバシー権侵害や国民監視の歯止めがない「重要土地等調査規制法」の廃棄を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年6月21日提出

提出者	綾瀬市議会議員	松本春男
賛成者	同	二見昇
	同	上田博之
	同	畑井陽子

厚木基地周辺の不動産価格の下落を招き市民のプライバシー権侵害や国民監視の歯止めがない「重要土地等調査規制法」の廃棄を求める意見書

政府は、「重要土地等調査規制法」により米軍や自衛隊の基地及び原発等周辺住民の個人情報収集し、土地・建物の取引及びその利用を規制し、利用中止の勧告・命令に応じなければ懲役、罰金などの刑事罰を科すとしている。

この規制の対象区域は、「重要施設」の周囲おおむね1キロメートルが「注視区域」、これらのうち司令部を置く基地など特に重要とみなすものの周囲が「特別注視区域」に指定され、司令部のある厚木基地周辺の綾瀬市民の多くはこの特別な規制下に置かれると考えられる。

外国資本によるこれらの土地の取得には警戒も必要だが、それらは外資への規制によってなされるべきであり、国民を監視の対象とするべきではない。

また、「土地等調査規制法」による重要施設には生活関連施設まで含まれており、その対象は政令で定められるため、政府の恣意的な対象拡大が可能で、国民保護法が対象とする生活関連施設である電気・ガス・鉄道その他にまで拡大されかねない。

同様に、収集される個人情報の内容も「政令で定める」とされていて極めて広範になるおそれがあり、「その他の関係者」「機能を阻害する行為」なども基準が曖昧なまま刑事罰が科されるものとなっている。

こうしたことから、全国の基地周辺の不動産価格の下落が予想され、国民のプライバシー権、思想信条の自由が著しく侵害されることは明らかである。

よって、「重要土地等調査規制法」は、民主主義国家日本の根幹を掘り崩すものとして認めることはできず、速やかに廃棄するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

綾瀬市議会議長 橘川佳彦

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 防衛大臣 あて

(提案理由)

「重要土地等調査規制法」は、民主主義国家日本の根幹を掘り崩すものとして認め

することはできず、速やかに廃棄するよう求めるため、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。